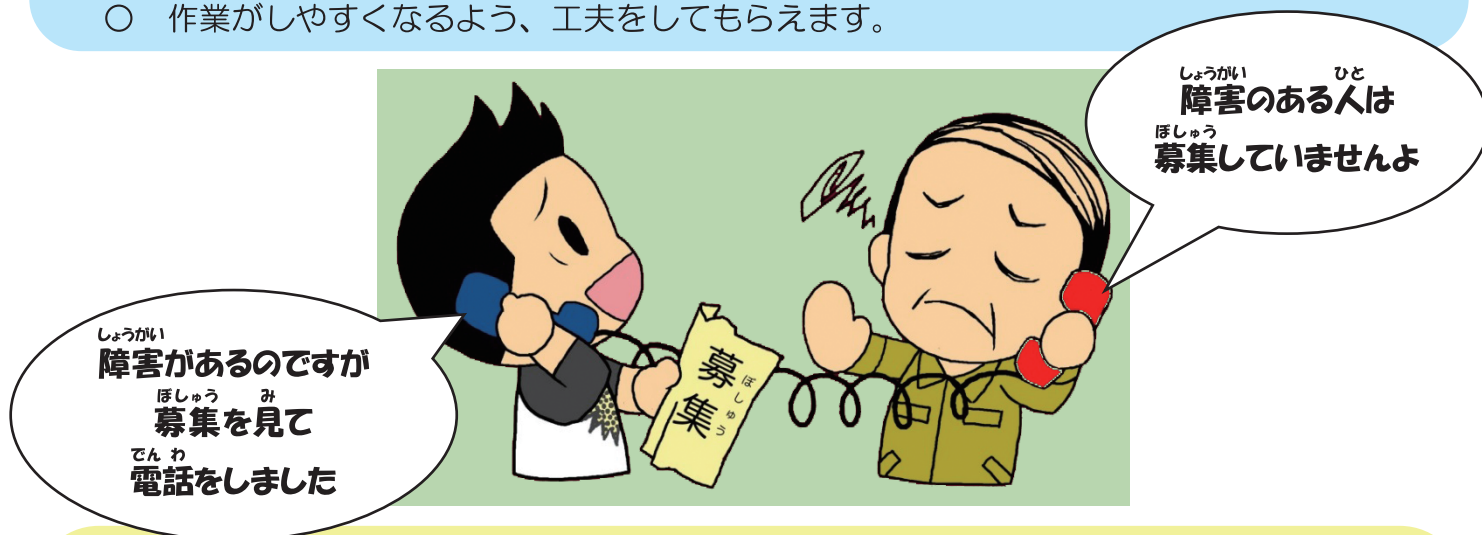


ろうどうおよ ころよ はたら
労働及び雇用 … 働くときは

- 障害があっても、希望する仕事に応募できます。
- 働く時間や休日の変更をしたいときは、事業主さんに伝えることができます。
 また、変更があるときは、事業主さんから事前に教えてもらえます。
- 障害があることだけで、辞めさせられることはありません。
- 作業がしやすくなるよう、工夫をしてもらえます。



ふきんとうたいぐう
不均等待遇とは・・・こんなことはありませんでしたか？

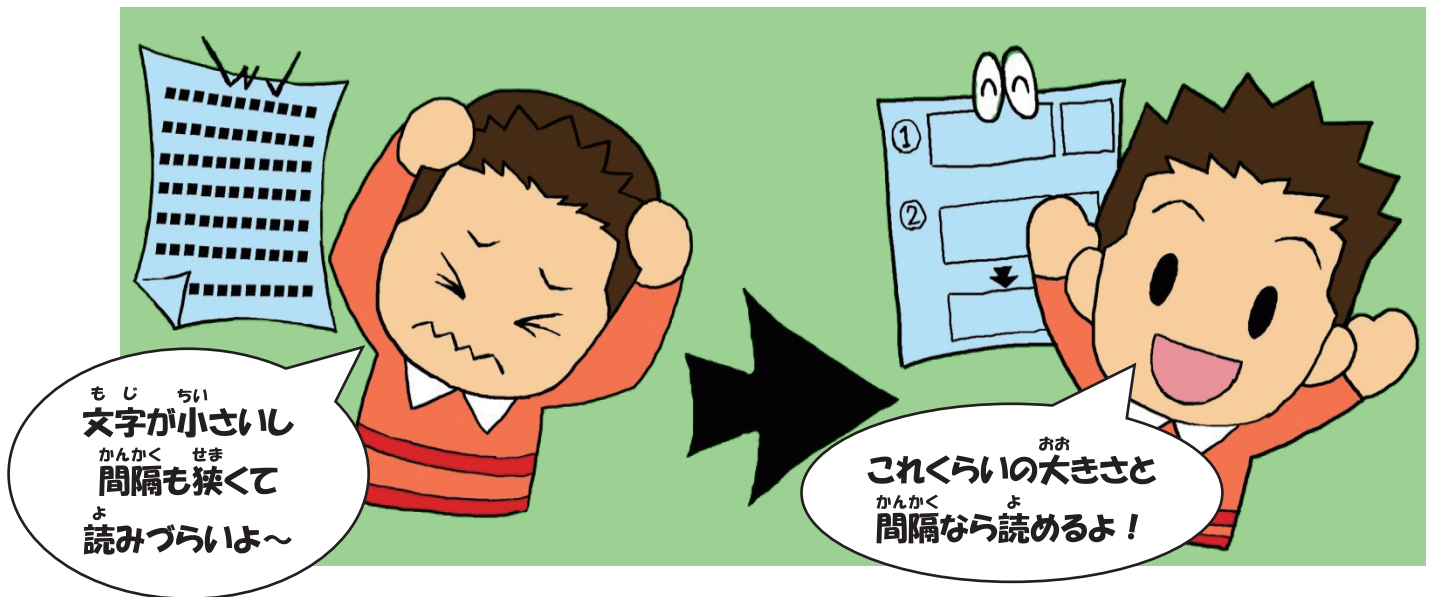
- ① 「障害があるから」と、募集や採用をしてもらえなかったり、制限や条件をつけられたりした。
- ② 「障害があるから」と、給料や労働時間など働くときの約束ごとを一方的に変更されたり、解雇されたりした。
- ③ 工場内での安全確認ができないと決めつけられ、面接も断られた。

ごうりてきはいいよ れい もと
合理的配慮の例・・・こんなことがしてもらえたり、求めることができます！

- ① ハローワーク「求人票」に示された作業が可能か、面接前に職場体験実習の機会を
 お願いし、その体験をとおして、就労ができるようなチャンスを増やしてもらえる。
- ② 作業を正確に早くするために、作業工程の図や写真などを使ってわかりやすい説明を
 してくれるよう求めることができる。

きょういく … まな 教育 … 学ぶときは

- 教育の内容や学校のことについて、くわしく教えてもらうことができます。
- 教育の内容や学校のことを決めるときは、あなたや、あなたの保護者の考えを大切にします。
- 学校では、一人ひとりの成長に合わせて必要な教育や支援を受けることができます。



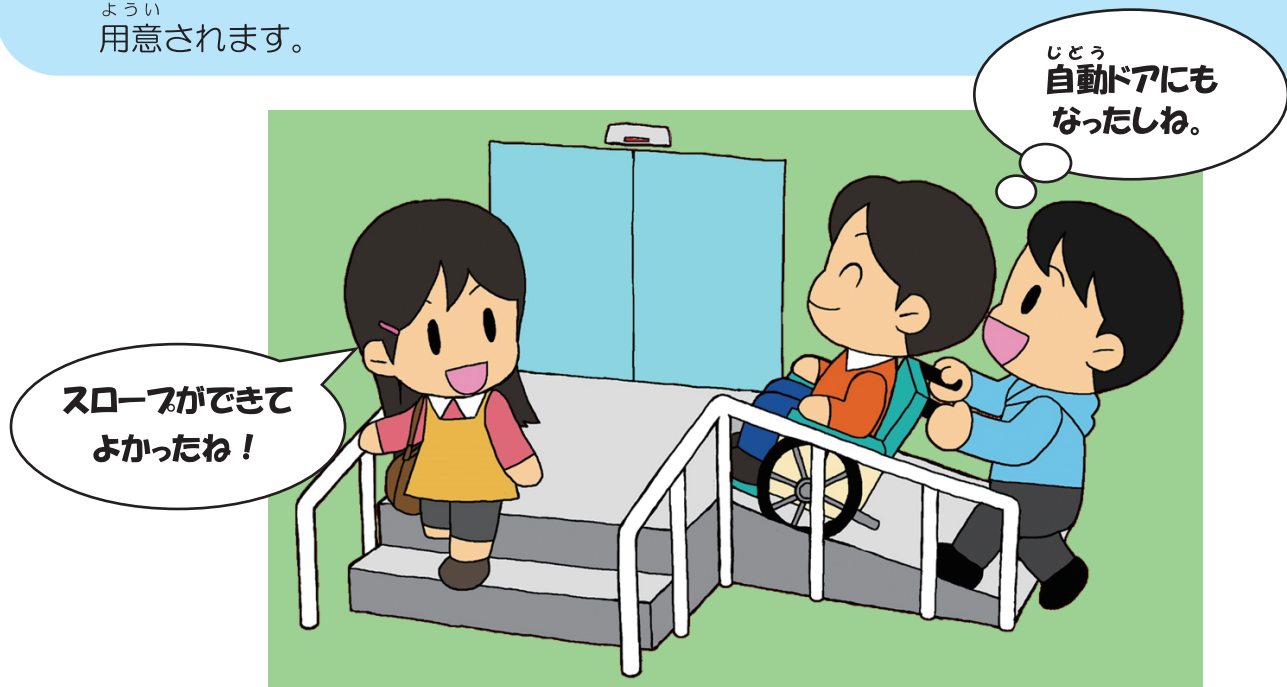
ふきんとうたいぐう 不均等待遇とは・・・こんなことはありませんでしたか？

- ① 小中学校に入学するときに、十分な説明がないまま特別支援学校や特別支援学級に行くように強く勧められた。
- ② 学校で教育を受けるとき、保護者が必ず付き添うことや介助をすることが求められた。
- ③ 「障害があるから」と、遠足や水泳など、友達と一緒にの活動が止められた。

ごうりてきはいりょ れい 合理的配慮の例・・・こんなことがしてもらえたり、求めることができます！

- ① 見えにくいときは、席を前にしたり、教科書の文字を大きくしてもらえる。
- ② わかりにくいときは、短い言葉や文字・絵などで、わかるように工夫してもらえる。

- 建物内の廊下などでは、障害物をなくし、通りやすい工夫やお手伝いがしてもらえます。
- 公民館などにスロープがないときは、係の人に段差の昇り降りのお手伝いをたのむことができます。
- 多くの人を利用する美術館や図書館などでは、車いすを利用する人のための駐車場が用意されます。



ふきんとうたいぐう
不平等待遇とは・・・こんなことはありませんでしたか？

- ① 「障害があるから」と、スポーツ施設に入ることを断られた。
- ② 「車いすを使っているから」と、公園の利用を断られた。

ごうりてきはいりょ れい
合理的配慮の例・・・こんなことがしてもらえたり、求めることができます！

- ① 劇場内では、障害の特性を理解し、鑑賞しやすい環境をつくってくれるよう求めることができる。
- ② 公園内の散策路は、車いすでも利用しやすいように設備に工夫をしてもらえる。
- ③ 建物内の案内表示は、イラスト・点字・音声を使うなど、わかりやすくするよう求めることができる。
- ④ 誰でも参加できる催しは、障害のある人も利用しやすい会場で開催してもらえる。

こうつうきかん りょう 交通機関の利用 …… でんしゃ りょう バスや電車を利用するときは

- あなたの乗りたいバスや電車などに乗れます。
- 乗る場所などがわからないときは、係の人に案内をしてもらえます。
- 駅などで利用しにくいときは、係の人に相談ができます。



ふきんとうたいぐう 不均等待遇とは……こんなことはありませんでしたか？

- ① 「障害があるから」と、乗車を制限されたり、乗車させてもらえなかったりした。
- ② 介助や案内をたのんだが、断られたり、聞いてもらえなかったりした。

ごうりてきはいりょ れい 合理的配慮の例……こんなことがしてもらえたり、求めることができます！

- ① バスや電車に乗り降りするとき、運転手や係の人に介助してもらえる。
- ② 駅員や係の人に乗る場所まで案内してもらえる。
- ③ 駅やバスターミナルなどでの案内表示は、障害のある人にもわかりやすいように、イラストや写真などによる工夫を求めることができる。
- ④ 駅やバスターミナルなどでは、乗車場の乗り降りするところの段差や傾斜をなくす工夫を求めることができる。

ふどうさんとりひき いえ か
不動産取引 …… 家やアパートを借りたいときは

- 家やアパートを借りて住むことができます。
- あなたが持っている土地や建物を売ったり、譲ったり、売りたい人の土地や建物を買えます。わからないときは、わかりやすく説明をしてもらうことができます。(後見人制度を利用している場合は、事前に相談が必要となることもあります。)



ふきんとうたいぐう
不均等待遇とは・・・こんなことはありませんでしたか？

- ① 「障害があるから」と、土地や建物を売る・買う・借りる・貸す・譲るなどの契約を断られた。
- ② 「障害があるから」と、契約の内容に制限をつけられた。
- ③ 「障害があるから」と、不便な場所や住みにくい住宅を紹介された。

ごうりてきはいりよ れい もと
合理的配慮の例・・・こんなことがしてもらえたり、求めることができます！

- ① 契約のとき、大事な内容は、わかりやすい方法による説明を求めることができる。
- ② 契約のとき、あなたの信頼している人の立会いを求めることができる。
- ③ 契約できないときや制限があるとき、その理由について、わかりやすい方法による説明を求めることができる。
- ④ 希望すれば、室内を自由に移動でき、利用しやすい(段差のない部屋・スロープ・手すりなどがついた)住宅を紹介してもらえる。